第百五条の十五の表一の項から三の項までの規定中「額」を「金額」に改め、同表五の項中「第四十四条第二項」を「第四十四条第五項」に改める。

第百五条の十六中「第四十四条第二項」を「第四十四条第五項」に改める。

第百五条の十八中「第四十四条第二項」を「第四十四条第五項」に、「第四十三条の二第一項第五号」を「第四十一条の二第九項」に、「第四十四条第四項」を「第四十四条第七項」に改める。

第百五条の二十中「高齢者の医療の確保に関する法律第七条第四項に規定する加入者又は同法の規定による被保険者（以下この条において「医療保険の加入者」という。）」及び「医療保険の加入者」を「医療保険加入者」に改め、「以後の」の下に「当該」を加える。

第百十一条の二第二項中「財務省令で定める場合は」を「その子が一歳に達した日後の期間について育児休業等をすることが必要と認められるものとして財務省令で定める場合は、」に改め、同条に次の一項を加える。

5　第二項及び第三項の規定は、法第六十八条の二第一項のその子が一歳六か月に達した日後の期間について育児休業等をすることが必要と認められるものとして財務省令で定める場合について準用する。この場合において、第二項中「一歳」とあるのは「一歳六か月」と、第三項中「一歳」とあるのは「一歳六か月」と、「一歳六か月」とあるのは「二歳」と読み替えるものとする。

第百十四条の二十八第一項第二号中「合算対象期間」を「国民年金法附則第九条第一項に規定する合算対象期間（国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年国民年金等改正法」という。）附則第八条第五項及び国民年金法等の一部を改正する法律（平成元年法律第八十六号）附則第四条第一項の規定により合算対象期間に算入される期間を含む。）」に改め、同項第三号中「公的年金給付」を「厚生年金保険法施行規則第三十条第一項第九号に規定する公的年金給付（連合会が支給するものとされたものを除く。）」に改める。

第百十五条の十第一項中「国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年国民年金等改正法」という。）」を「昭和六十年国民年金等改正法」に改める。

別紙様式第二十一号の三中備考7を備考8とし、備考6の次に次のように加える。

7　健康保険法施行規則第62条の3第6号に掲げる者である場合は、適用区分欄に、6記載の適用区分「オ」又は「1」に加え、「(境)」と記載すること。

（社会保障協定の実施に伴う国家公務員共済組合法施行規則の特例等に関する省令の一部改正）

第二条　社会保障協定の実施に伴う国家公務員共済組合法施行規則の特例等に関する省令（平成二十年財務省令第八号）の一部を次のように改正する。

第一条第二号中「第二十条」を「第二条第五項」に改める。

第五条中「第二十条」を「第十九条」に、「機構」を「日本年金機構（以下「機構」という。）」に、「第二条第五号」を「第二条第五項」に改める。

第八条中「第百十四条の十七」を「第百十四条の二」に改める。

第九条第一項中「第五条第一項」を「第七条第一項」に改め、同条第二項中「第五条第一項第一号」を「第七条第一項第一号」に改め、同条第三項中「第五条第一項第二号」を「第七条第一項第二号」に改め、同項第一号及び第二号中「厚生年金保険法」を「厚生年金保険法施行規則」に改める。

（公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う財務省関係省令の整備及び経過措置に関する省令の一部改正）

第三条　公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う財務省関係省令の整備及び経過措置に関する省令（平成二十九年財務省令第二号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第七条」を「第八条」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十九年八月一日から施行する。ただし、第一条中国家公務員共済組合法施行規則第百十一条の二第二項の改正規定、同条に一項を加える改正規定及び同令別紙様式第二十一号の三の改正規定は、平成二十九年十月一日から施行する。

（様式の特例）

第二条　第一条の規定による改正前の別紙様式第二十一号の三による限度額適用・標準負担額減額認定証は、当分の間、同条の規定による改正後の別紙様式第二十一号の三の様式によるものとみなす。

第三条　附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日において現に存する第一条の規定による改正前の別紙様式第二十一号の三の用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

○厚生労働省令第七十九号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二十三条の二の五第三項（同条第十一項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年七月三十一日　　厚生労働大臣　塩崎　恭久

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（医療機器リスク管理計画書に関する資料に代えることができる資料） **第百十四条の二十二の二**　希少疾病用医療機器その他の医療上特にその必要性が高いと認められる医療機器であり、かつ、当該医療機器についての臨床試験の実施に特に長期間を要すると認められるものに係る法第二十三条の二の五第一項又は第十一項の承認の申請をする場合においては、医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器及び再生医療等製品の製造販売後安全管理の基準に関する省令（平成十六年厚生労働省令第百三十五号）第九条の三第一項第一号に定める医療機器リスク管理計画書をもつて、法第二十三条の二の五第三項の資料のうち、第百十四条の十九第一項第一号ヘに掲げる資料の一部に代えることができる。	（新設）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。